

意見公募要領

～「操縦士実地試験実施細則」等の一部改正及び「技能証明書における備考欄の記載について」の新規制定案に関する意見公募～

国土交通省では、別添のとおり「操縦士実地試験実施細則」等の一部改正及び「技能証明書における備考欄の記載について」の新規制定を検討しています。

このため、当該改正及び新規制定について、下記のとおり広く国民の皆様から御意見を募集いたします。お寄せ頂いた御意見につきましては、担当課において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考資料といたします。御意見の受付は下記の要領で行いますので、よろしく願いいたします。

記

意見公募対象

「操縦士実地試験実施細則 自家用操縦士（1人で操縦できる飛行機）」

「操縦士実地試験実施細則 事業用操縦士（1人で操縦できる飛行機）」

「操縦士実地試験実施細則 型式限定変更」

「国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が授与した航空業務等の技能に係る資格証書を有する者に対する取扱い」

「技能証明書における備考欄の記載について」

意見公募の趣旨・目的・背景

別添【「操縦士実地試験実施細則」等の一部改正及び「技能証明書における備考欄の記載について」の新規制定案について】のとおり。

案及び関連資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口（担当課）において配布し、又は閲覧に供することとします。

意見公募期間

令和8年3月23日（月）から令和8年4月22日（水）まで（必着）

意見提出先・提出方法

別紙の意見提出様式に日本語にて御記入の上、以下の①～③の方法にて送付願います。その際、必ず「操縦士実地試験実施細則」等の一部改正及び「技能証明書における備考欄の記載について」の新規制定案に関する意見公募」と明記いただきますようお願いいたします。

- ① 電子政府の総合窓口「e-Gov」 電子政府の総合窓口「e-Gov」
(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから御提出下さい。

※添付ファイルは利用できません。

- ② 電子メール

電子メールアドレス：hqt-pabu-shikenkan@gxb.mlit.go.jp

国土交通省航空局安全部安全政策課航空従事者試験官 あて

※テキスト形式でお願いいたします。

※添付ファイルは利用できません。

- ③ 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省航空局安全部安全政策課航空従事者試験官 あて

注意事項

- ・御意見を正確に把握するため、電話等による御意見は御遠慮願います。
- ・いただいた御意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることを御承知おきください。(匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨を御記載ください。)

連絡先窓口（担当課）

国土交通省航空局安全部安全政策課航空従事者試験官

TEL：03-5253-8111（代表）、内線 50350

別紙（意見提出様式）

国土交通省航空局安全部安全政策課航空従事者試験官 意見募集担当あて
「操縦士実地試験実施細則」等の一部改正及び
「技能証明書における備考欄の記載について」の新規制定案に対する意見

1. 氏名
2. 住所
3. 電話番号
4. 電子メールアドレス
5. 意見
（該当箇所）

（意見）